

令和5年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	建設業法違反行為	東京都千代田区神田美土代町1番地 青木あすなる建設(株) 代表者 辻井 靖	令和5年4月19日から 令和5年5月18日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第8号	R5.4.19	当該業者が、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。 このことが、建設業法(以下「法」という。)28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局から法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けたため。
2	その他の不正 又は不誠実な行為	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 (株)フジタ 代表者 奥村 洋治	令和5年5月1日から 令和5年5月31日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.5.1	当該業者の従業員が、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島(3)宿舎新設建築工事(その1)」において、工事等関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日付けで石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
3	その他の不正 又は不誠実な行為	香川県高松市郷東町792番地8 (株)フソウ 代表者 角 尚宣	令和5年5月15日から 令和5年8月14日まで (3か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.5.15	当該業者の使用人ら(うち1名は当時取締役)が、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から、秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として、飲食やゴルフ等、7回にわたる約11万円相当の接待を行ったため。 なお、贈賄の公訴時効(3年)が成立している。
4	独占禁止法違反行為	福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番 23号KMGビル 九電みらいエナジー(株) 代表者 水町 豊	令和5年5月17日から 令和5年8月16日まで (3か月間)	第2条第1項 別表第2第9号 第4条第3項	R5.5.17	当該業者が、関西電力管内等に所在する大口顧客、相対顧客又は官公庁等に対して小売供給を行う電気において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため。
5	その他の不正 又は不誠実な行為	木更津市文京六丁目11番16号 (株)ケンソー 代表者 重田 敏雄	令和5年6月28日から 令和5年12月27日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.6.28	当該業者が、木更津市と契約中の「R4岩根地区排水渠整備工事」において、令和5年4月13日付けで「工事請負契約解除の申出書」を提出し、令和5年4月26日付けで契約解除を行ったため。

令和5年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	その他の不正 又は不誠実な行為	千葉市中央区千葉港1番2号 (株) 千葉銀行 代表者 米本 努	令和5年6月28日から 令和5年7月27日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.6.28	当該業者が、顧客属性を確認及び検討しないまま、顧客を仕組債購入へ誘引している状況並びに内部管理態勢が不十分な状況であったことにより、令和5年6月23日に財務省関東財務局から金融商品取引法に基づく業務改善命令の行政処分を受けたため。
7	その他の不正 又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト(株) 代表者 高浦 雅彦	令和5年7月3日から 令和5年8月2日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.7.3	当該業者の使用人が、東大阪市が発注した新型コロナワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費をだまし取ったとして、令和5年6月15日、詐欺容疑で大阪府警察本部に逮捕されたため。
8	その他の不正 又は不誠実な行為	千葉県木更津市吾妻一丁目1番33号 (有) 産洋設備 代表者 田淵 良志	令和5年7月26日から 令和5年8月25日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.7.26	当該業者が、令和5年7月20日に開札したかずさ水道広域連合企業団発注の「東太田二丁目地先配水管改良工事」において、落札候補者となったにもかかわらず、正当な理由がなく主任技術者の確保ができないことを理由に落札候補者を辞退したため。
9	建設業法違反行為	埼玉県所沢市くすのき台一丁目1番地の1 西武建設(株) 代表者 佐藤 誠	令和5年8月28日から 令和5年9月27日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第8号	R5.8.28	当該業者が、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
10	建設業法違反行為	東京都豊島区長崎五丁目1番34号 西武造園(株) 代表者 大嶋 聡	令和5年8月28日から 令和5年9月27日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第8号	R5.8.28	当該業者が、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置した。 このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
11	その他の不正 又は不誠実な行為	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 近畿日本ツーリスト(株) 代表者 高浦 雅彦	令和5年8月28日から 令和5年9月27日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.8.28	当該業者の使用人が、令和5年3月末まで静岡県掛川市及び同県焼津市が発注した新型コロナワクチン接種のコールセンター業務において、オペレーターの人数を水増しするなどし、人件費や委託費をだまし取ったとして、令和5年7月18日、詐欺容疑で大阪府警察本部に逮捕されたため。

令和5年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
12	契約違反	袖ヶ浦市三ツ作1429番地 (株)シバサキ建設 代表者 柴崎 隼樹	令和5年9月27日から 令和5年11月26日まで (2か月間)	第2条第1項 別表第1第4号	R5.9.27	当該業者が、令和5年3月31日に契約を締結した当広域連合企業団発注の「南袖地先配水管改良工事」において、新設配水本管と仮設配水管接続作業時、契約に違反し、監督職員に無断でバルブ操作を行い断水させたうえ、監督職員からのバルブ操作の有無に関する問い合わせに対し虚偽の返答をしたため。
13	公契約関係競売等妨害 又は談合 指名停止解除	東京都千代田区平河町一丁目2番10号 ランドブレイン(株) 代表者 吉武 祐一	令和5年12月14日から 令和6年6月13日まで —(6か月間)—	第2条第1項 別表第2第6号 第4条第6項	R5.12.14 R6.1.16	当該業者の社員が、宮崎県串間市が令和5年4月に実施した市消防庁舎新築設計業務に係る指名競争入札を巡り、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害容疑で宮崎県警察本部に逮捕されたため。 当該容疑において、公訴を提起しない処分(不起訴処分)を令和5年12月27日、宮崎地方検察庁から受けたため。
14	その他の不正 又は不誠実な行為	兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号 (株)タクマ 代表者 南條 博昭	令和5年12月14日から 令和6年1月13日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.12.14	当該業者が、東京都内の清掃工場の設備保守管理業務において、令和3年11月7日に発生した同社に派遣された労働者の労働災害に関し、災害防止のために必要な措置を講じていなかったとして、令和5年8月29日、労働安全衛生法違反の容疑で東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。
15	その他の不正 又は不誠実な行為	木更津市長須賀1107番地 (有)設備保全センター 代表者 藍場 洋	令和5年12月28日から 令和6年1月27日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R5.12.28	当該業者は、木更津市と契約の「中央公民館畔戸分館改修工事(機械設備)」において、再三の指示にも係わらず工期内完成に至らなかった。 このことは、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領第2条第1項、別表第1第4号(契約違反)の規定に該当すると認められ、指名停止措置を受けたため。
16	贈賄	印西市竜腹寺598番地の2 竹内建設(株) 代表者 竹内 一雅	令和6年1月11日から 令和6年7月10日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第2号ア	R6.1.11	当該業者の代表取締役は、千葉県発注工事において、令和6年1月10日に千葉県職員に対する贈賄の容疑で逮捕された。 このことは、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第1号イ(贈賄)に該当すると認められ、指名停止措置を受けたため。

令和5年度指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
17	公契約関係競売等妨害 又は談合	愛知県名古屋市昭和区鶴舞2丁目19番10号 (株) 麦島建設 代表者 麦島 悦司	令和6年2月20日から 令和6年8月19日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第6号	R6.2.20	当該業者の長野営業所長は、長野県木曾郡南木曾町の教育委員会令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同年11月14日に罰金50万円の略式命令を受けたため。
18	贈賄	印西市原一丁目1番地5 竹内建設(株) 代表者 竹内 義政	令和6年3月4日から 令和6年9月3日まで (6か月間)	第2条第1項 別表第2第2号ア	R6.3.4	当該業者の元代表取締役は、千葉県発注工事において、令和6年2月28日に千葉県職員に対する贈賄の容疑で逮捕された。 このことは、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項別表第2第1号イ(贈賄)に該当すると認められ、指名停止措置を受けたため。